



「就学援助制度」って？

就学援助制度は、子どもたちが安心して学校に通えるように、給食費などの費用を松江市が援助する制度です。

Q. どんな人が就学援助制度を受けられるの？

- ・ 児童扶養手当を受給している
- ・ 生活保護が停止又は廃止になった
- ・ 市町村民税が非課税・減免になった
- ・ 個人事業税・固定資産税が減免になった
- ・ 国民年金保険料が減免・徴収が猶予になった
- ・ 生活福祉資金の貸し付けを受けている
- ・ 収入が少なくなったり、連帯債務による借入金の返済があったりし経済的に困難



※対象になるかどうか分からないときは、まず申請していただくことをおすすめします。

Q. どんなものが援助されるの？

- ・ 入学準備金（新小学・中学1年生のみ）
- ・ 学用品、通学用品費
- ・ 給食費
- ・ 修学旅行費
- ・ 校外活動費
- ・ オンライン学習通信費 など



Q. どうやって申請するの？

お子さんが在籍している小・中学校で手続きができます。分からないことがある場合や申請を希望される場合は、在籍している学校の事務職員までご連絡ください。

裏面に英語版があります。

There is an English version on the back.

【お問い合わせ先】

- 湖東中学校 (☎ 25-9220)
- 大庭小学校 (☎ 21-4239)
- 竹矢小学校 (☎ 37-0535)